

# 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の役員報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

情報・システム研究機構役員給与規程により、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、及び各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成19年4月1日から、都市手当の暫定的な支給割合を1%引き上げた。 また、広域異動手当を新設した。
理事	平成19年4月1日から、都市手当の暫定的な支給割合を1%引き上げた。 また、広域異動手当を新設した。
理事(非常勤)	改定なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	19,087	11,928	5,388	1,670 (都市手当) 101 (通勤手当)			
A理事	17,610	11,064	4,997	1,549 (都市手当)			
B理事	17,190	11,064	4,997	1,549 (都市手当) △420 (通勤手当)			
C理事	15,862	11,064	4,553	221 (都市手当) 24 (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	1,584	1,584	0	0			

A監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 996	千円 996	千円 0	千円 0			

注:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務運営の簡素化、合理化、効率化及び情報化を推進し、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては、職員の勤務成績等を考慮することとしている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。
基本給 (昇給)	昇給日(毎年1月1日)前1年間における勤務成績に応じて上位の号に昇給させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

##### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

平成19年4月1日から、次のとおり改正した。

- ・都市手当の暫定的な支給割合を1%引き上げた。
- ・広域異動手当を新設した。
- ・管理職手当を定率制から基本給表別・職務の級別・管理職手当の適用区分別の定額制に移行した。
- ・扶養手当の3人目以降の子等の支給月額を1,000円引き上げた。(5,000円→6,000円)

平成19年12月1日から、次のとおり改正した。

- ・基本給表について、初任給を中心に若年層に限定して引き上げた。なお、中高齢層は据え置いた。  
(一般職基本給表(一)の改定率 1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%。4級以上は改定なし。その他の基本給表は、一般職基本給表(一)との均衡を基本に改定。  
(指定職基本給表を除く。))
- ・基本給の調整額の基礎となる調整基本額について、若年層に限定して引き上げた。なお、基本給表と同様、中高齢層は据え置いた。
- ・扶養手当の子等に係る支給月額を500円引き上げた。(6,000円→6,500円)
- ・都市手当の暫定的な支給割合を東京都特別区のみ0.5%引き上げた。(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)
- ・平成19年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げた。(期末特別手当の支給割合の引き上げは見送った。)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	359	44.7	8,313	6,005	153	2,308
事務・技術	141	41.9	6,443	4,707	156	1,736
教育職種 (大学教員)	215	46.4	9,484	6,791	151	2,693
教育職種 (外国人教師等)	2					
指定職種	1					
非常勤職員	29	40.6	4,662	3,454	198	1,208
事務・技術	15	35.2	3,246	2,437	138	809
技能・労務職種	1					
特任研究員	13	44.7	6,402	4,706	280	1,696

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

注3: 常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)並びに非常勤職員の大学職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため、欄を省略した。

注4: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5: 「技能・労務職種」とは、用務員である。

注6: 「特任研究員」とは、競争的資金等により実施される研究の研究又は研究支援業務に従事する者をいう。

注7: 常勤職員の教育職種(外国人教師等)及び指定職種並びに非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

### [年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	86	36.0	4,799	4,799	59	0
特任教員	6	40.5	9,740	9,740	150	0
特任研究員	78	35.2	4,416	4,416	49	0
特任専門員	2					

注1: 常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため、表を省略した。

注2: 事務・技術、大学職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため、欄を省略した。

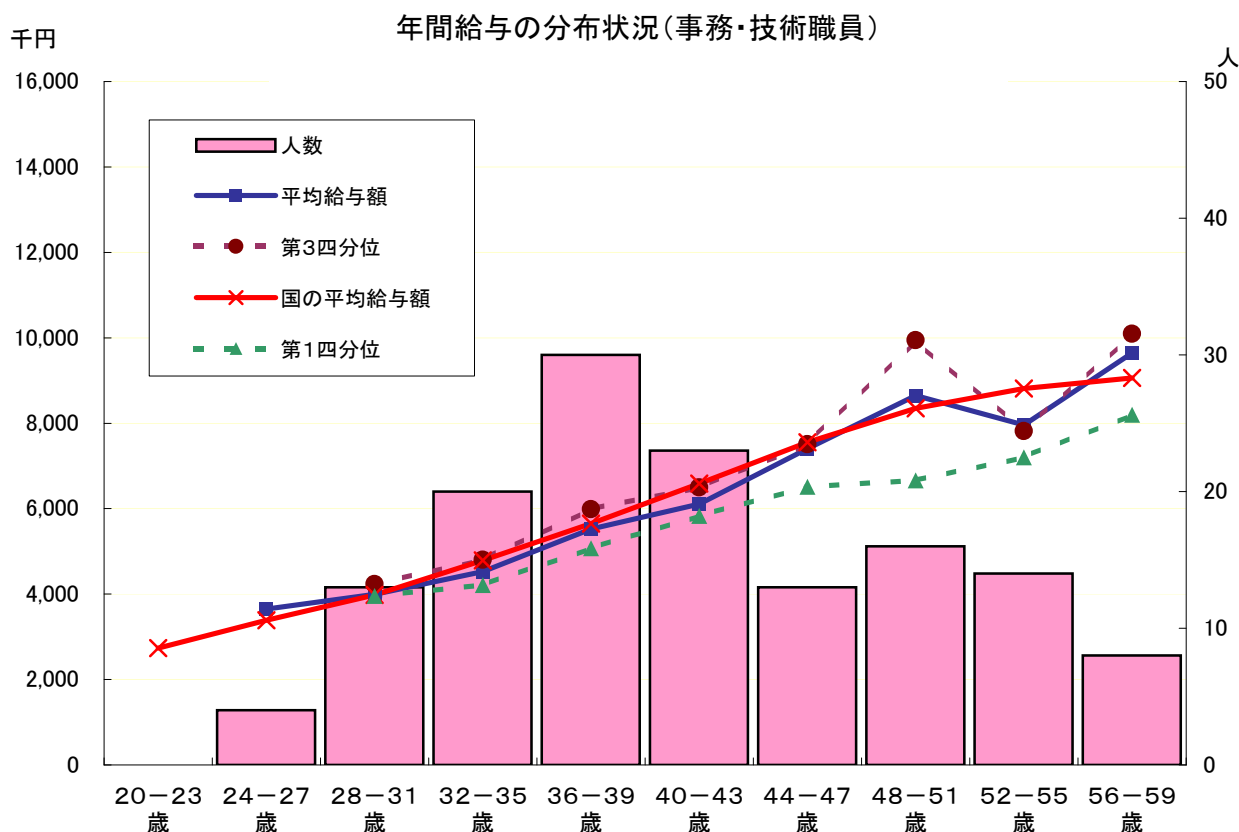
注3: 「特任教員」とは、競争的資金等による研究・教育に従事する者をいう。

注4: 「特任研究員」とは、競争的資金等により実施される研究の研究又は研究支援業務に従事する者をいう。

注5: 「特任専門員」とは、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に従事する者をいう。

注6: 特任専門員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

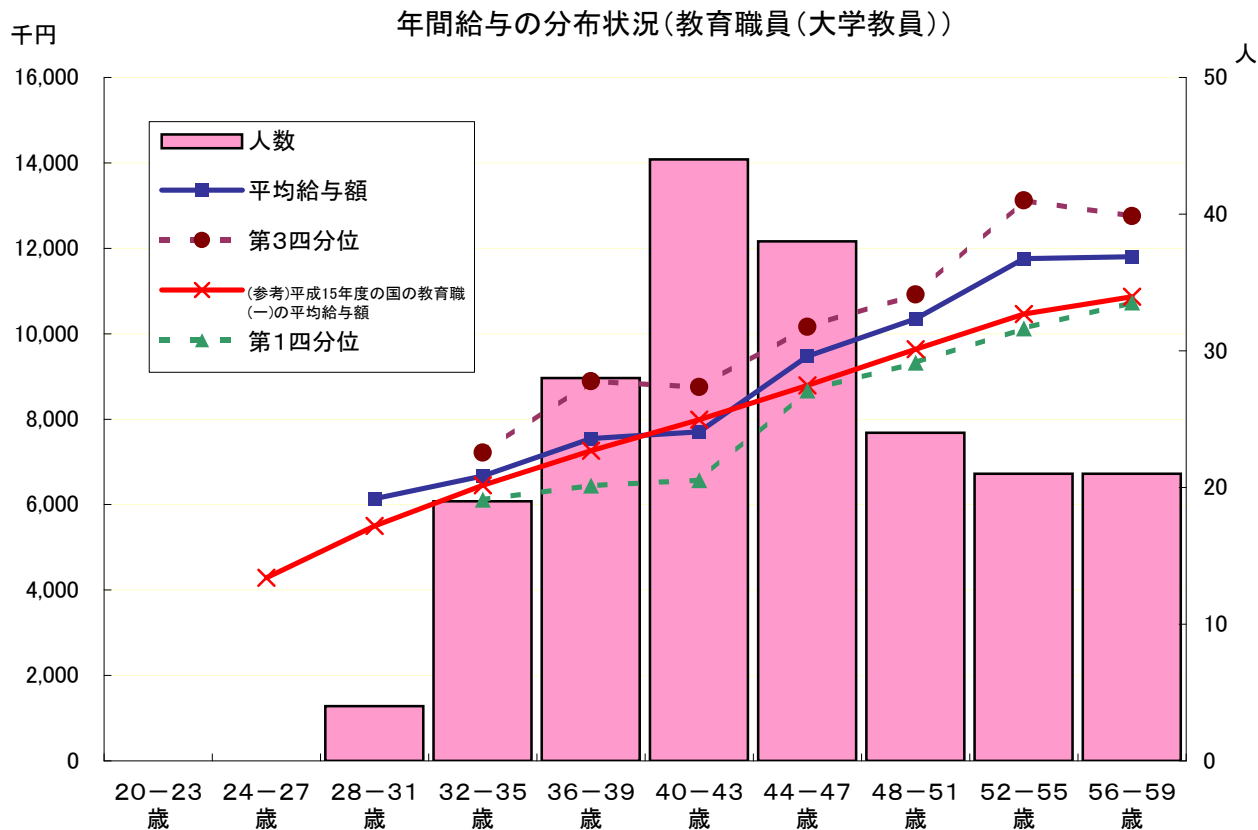
注2:年齢24歳～27歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位折れ線については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
局長	1	—	—	—
部長	5	53.5	11,174	11,454
課長	12	51.9	9,565	10,066
課長補佐	19	49.7	7,204	7,832
係長	53	41.5	5,557	6,475
主任	11	36.0	4,529	5,076
係員	40	35.4	3,958	4,815

注1:「部長」には部長相当職である「次長」を、「課長」には課長相当職である「室長」及び「ディレクター」を、「課長補佐」には課長補佐相当職である「副課長」及び「専門員」を、「係長」には係長相当職である「専門職員」をそれぞれ含む。

注2:局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。



注:年齢28歳~31歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位折れ線については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	78	53.9	10,735	千円	11,900	千円	13,121
准教授	74	44.3	8,632	千円	8,897	千円	9,319
講師	1		—				—
助教	62	39.6	6,270	千円	6,661	千円	7,035

注:講師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任・係員	係長・主任	課長補佐・係長	課長・課長補佐
人員(割合)	141	4 (2.8%)	36 (25.5%)	62 (44.0%)	20 (14.2%)	2 (1.4%)
年齢(最高～最低)		28～25	38～27	55～34	57～43	
所定内給与年額(最高～最低)		2,894～ 2,315	3,615～ 2,403	5,487～ 3,100	6,063～ 4,592	
年間給与額(最高～最低)		3,850～ 3,202	4,882～ 3,286	7,571～ 4,275	8,546～ 6,370	

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長・部長	局長	局長
人員(割合)		11 (7.8%)	3 (2.1%)	3 (2.1%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		59～46	59～51	57～46		
所定内給与年額(最高～最低)		7,667～ 6,768	8,224～ 7,206	9,345～ 7,913		
年間給与額(最高～最低)		10,480～ 9,263	11,454～ 10,092	13,300～ 11,174		

注:5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	215	該当者なし (%)	62 (28.8%)	1 (0.5%)	74 (34.4%)	78 (36.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)			61～30		61～32	63～41	
所定内給与年額(最高～最低)			5,815～ 4,044		7,578～ 4,990	10,424～ 6,172	
年間給与額(最高～最低)			7,920～ 5,617		10,461～ 6,910	14,970～ 8,827	

注:3級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 64.7	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 35.3	% 36.2
	最高～最低	% 44.6～32.6	% 42.4～30.0	% 43.4～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.2	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 32.8	% 33.6
	最高～最低	% 38.0～31.0	% 42.2～29.6	% 38.5～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 65.6	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 34.4	% 35.3
	最高～最低	% 47.2～32.6	% 45.6～30.7	% 46.4～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.4	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 32.6	% 33.5
	最高～最低	% 42.1～32.1	% 42.2～30.1	% 40.6～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.5
------

対他の国立大学法人等

111.0
-------

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

105.5
-------

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.5	
	参考	地域勘案 88.7
		学歴勘案 95.6
	地域・学歴勘案 87.3	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.0% (国からの財政支出額 24,901,085,000円、 支出予算の総額 27,984,606,000円：平成19年度予算)	
	【検証結果】 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて決定しているため、適正なものである。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】	
講ずる措置	今後とも、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国民の理解が得られるよう、国家公務員の例に準じて、給与水準の適正の維持に努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との  
給与水準(年額)の比較指標

105.4

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,857,032	3,923,655	△66,623	(△1.7)	△94,120	(△2.4)
退職手当支給額 (B)	397,748	351,064	46,684	(13.3)	126,169	(46.5)
非常勤役職員等給与 (C)	2,078,504	1,718,686	359,818	(20.9)	830,128	(66.5)
福利厚生費 (D)	628,194	631,196	△3,002	(△0.5)	54,915	(9.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,961,478	6,624,601	336,877	(5.1)	917,092	(15.2)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」についての対前年度比とその増減要因  
「給与、報酬等支給総額」の対前年度比は1.7%減であるが、これは退職者の後任補充の抑制に努めたことなどによるものである。  
「最広義人件費」の対前年度比は5.1%増であるが、これは寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員の増加などによるものである。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
  - i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項  
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
  - ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
  - iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,044,860	3,923,655	3,857,032
人件費削減率 (%)		△3.0	△4.6
人件費削減率(補正值) (%)		△3.0	△5.3

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

#### IV 法人が必要と認める事項

特になし